

国立大学法人東京学芸大学特任教員（I種）給与規則

令和4年9月29日
規則第28号

改正（施行）令7則12(7.1.23)

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（令和4年規則第27号）第2条第1号に規定する特任教員（I種）（以下「特任教員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の区分及び計算期間）

第2条 給与は、基本年俸、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び外部資金獲得手当とする。

2 基本年俸の計算期間は、4月1日から翌3月31日までの一の年度とする。

（基本年俸）

第3条 基本年俸は、別表第1の基本年俸俸給表に定める額とする。

2 基本年俸は、別表第1に掲げる基本年俸額に応じ、その12分の1の額を別表第1に定める支給月額（以下「支給月額」という。）として支給する。

3 在職期間が計算期間において1年に満たない場合における基本年俸は、前項の支給月額を当該在職期間に応じた額で支給する。

（通勤手当）

第4条 通勤手当は、東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号。以下「職員給与規則」という。）第23条の規定を準用し、支給する。

（特殊勤務手当）

第5条 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を基本年俸で考慮することが適当でない認められるものに従事する特任教員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。

(1) 入試業務手当

(2) 教育実習連絡業務手当

（入試業務手当）

第6条 入試業務手当は、学部及び大学院教育学研究科の入試業務（大学説明会及び大学院説明会の業務を含む。）に従事した特任教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき6,000円とする。ただし、業務に従事する時間が4時間を超えない場合は、3,000円とする。

3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる入試区分の試験において、問題作成業務に従事した場合の手当の額は、各入試区分につき一年度当たり10,000円とする。

(1) 学部入試

- (2) 大学院入試（修士課程）
- (3) 大学院入試（教職大学院）
- (4) 特別支援教育特別専攻科入試
（教育実習連絡業務手当）

第7条 教育実習連絡業務手当は、教育実習の連絡教員の業務（東京教師養成塾の連絡教員を含む。）に従事した特任教員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき5,000円とする。
（超過勤務手当）

第8条 定められた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた特任教員には、常勤職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内における超過勤務については、次条に定める勤務1時間当たりの給与額と同額とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第9条 1時間当たりの給与額については、支給月額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

（外部資金獲得手当）

第10条 外部資金獲得手当は、外部資金の獲得を通じて本学における研究の振興に貢献した特任教員に対し、常勤職員の例に準じて外部資金獲得手当を支給することができる。

（給与の支給日）

第11条 支給月額及び通勤手当は、毎月17日に支給するものとする。ただし、17日が土曜日、日曜日又は国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成16年規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第5条第2号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たる場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が休日に当たるときは、18日）
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日（16日が休日に当たるときは、15日）
- (3) 17日が休日に当たるとき 18日

- 2 特殊勤務手当の支給日は翌月の17日とし、前項の規定に準じて支給する。
- 3 外部資金獲得手当の支給日は3月10日（その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）とする。

（給与の支払）

第12条 給与は、実際の勤務に対する全額を現金で特任教員に支払う。ただし、法令で定めるものについては、給与支払いの際に控除する。

- 2 前項の規定にかかわらず、申出があった場合は、当該特任教員が指定する預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(非常時払い)

第13条 特任教員が、当該特任教員又はその収入によって生計を維持する者の出産，疾病，災害，結婚，葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、第11条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(日割計算)

第14条 新たに特任教員となった者には、その日から支給月額を支給する。

2 特任教員が退職（死亡による退職を除く。）したときは、その日まで支給月額を支給する。

3 特任教員が死亡したときは、その月分の支給月額の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により支給月額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給月額は、その月の現日数から国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則第9条の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、特任教員の給与に関する事項は、国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号）の規定を適用し、又は準用する。

2 特別の事情によりこの規定によることができない場合又はこの規定によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令7則12）

この規則は、令和7年1月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 基本年俸給表（第3条関係）

| 基本年俸額（円） | 支給月額（円） |
|-----------|---------|
| 4,020,000 | 335,000 |